
第2部 分析結果の概要

人権問題に関する基礎的な項目

問 1 及び問 2 は、人権問題に関する基礎的な内容について質問した。

問 1 では、「他人に対する評価基準・価値観」について、10 の選択肢により回答を得たところ、多くの人が「人柄や性格」を選択しており、「人の内面的資質」をもって、人を評価する傾向となっている。属性別（年齢、性別）でみても、同様の傾向であることから、広く市民の間に根付いた価値観であると言える。

問 2 では、差別についてどう考えるかという「差別観」についての質問を行った。「差別は最も恥ずべき行為である」や「無関心な人にも差別問題についてきちんと理解してもらう必要がある」といった「差別は許されない」という基本的な認識は、高い水準で市民の間に根付いている。

しかしながら、「いちいち取り上げていたらきりがない」や「まず自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要」といった意見を問う設問では賛否が分かれている。被差別者の主張を受け止めることへの抵抗感や差別の原因や責任を被差別者に求める意識が、「差別は許されない」という基本的な認識と併存している状況がみられる。

保護・救済

問 3～問 5 では、人権侵害を受けたと感じたときの保護・救済にかかる内容について質問した。

問 3 では、人権侵害の被害の経験の有無を、問 4 では、被害を受けたときの行動選択を、問 5 では公的機関による保護・救済の窓口の認知度・利用度を調べた。

調査の結果によると、実際に人権侵害を受けたことがある人は、約 30%であった。そのうち、人権侵害を受けたときの態度、行動については、「抗議したり、話し合ったりする」ことを選択した人が約 30%いる一方、約 60%の人が「黙って我慢したり、受け流す」と答えている。人権侵害を受けた人が、解決に向けての行動を起こすことが難しいということが分かる。

公的な救済窓口についての認知は市民の間に一定水準で進んでいるものの、問 3 の実際に人権侵害を受けた際の行動選択と合わせて考えると、相談窓口の認知が、そのまま利用には繋がっていない現状が見えてくる。

身元調査

問6～問8では、身元調査について質問した。

問6では、身近な人の結婚相手に対して気になることを、問7では、身元調査に関する是非を、問8では障害のある人、外国籍の人、在日韓国・朝鮮人、同和地区出身者それぞれに対する結婚についての意識を調べた。

問1の「他人に対する評価基準・価値観」では、大多数が内面的資質をもって評価する結果であったが、「身近な人の結婚相手」に対しては、収入や職業、財産・負債など経済的な観点からの評価も重視する結果となり、結婚に対しては、日常生活における価値観とは違った価値観を持っていることがわかる結果となった。

近親者の結婚相手に対する評価基準として、結婚に際して身元調査をするのは当然だと考える人は、「相手の家柄や血筋」を重要視する傾向があり、また、身近な人の結婚について、全ての属性において反対するという意見が大幅に増えている。身元調査の背景には、出自などを重要視する考え方があるということが分かる。そのような考え方は、忌避・排除の行動として現れると考えられる。

就職、結婚それぞれにおいて70%以上の人々が「身元調査はいけない」と認識している。しかしながら、身元調査に肯定的な意見と、いけないと認識しながら「心情的に理解できる」と許容している意見を合わせると回答は半数を超えている。過去には、身元調査はいけないと認識しながら、同和地区の所在を聞き合わせるという認識と行動の差異が見られる事例があった。

また、問8のさまざまな属性の人との結婚についての意識について、前回調査と比較すると「反対しない」という回答がどの属性に対しても増えている。在日韓国・朝鮮人の場合でも「反対しない」との回答は増えているが、一方、「反対する」という回答も増加している。他の属性では、前回調査との差はほとんどみられない。在日韓国・朝鮮人を排斥するヘイトスピーチ（憎悪に基づく発言）がインターネット上や街頭で行われるなど、近年の社会状況が影響していると考えられる。

ユニバーサルデザイン

問23及び問24は、ユニバーサルデザインについて質問をした。

問23ではユニバーサルデザインの認知度についてを調査した。半数近くの人々が「知らない」を選択しており、ユニバーサルデザインという用語自体の認知はあまり進んでいない結果となった。

問24ではユニバーサルデザインの具体的な例についての認知度について調査した。多目的トイレやノンステップバスなどの認知度が高い一方、多言語表示や要約筆記は30～40%の人々が選択するにとどまっている。

多言語表示やピクトグラムなどは比較的身近に存在するものであるにもかかわらず、認知度は低いという結果となった。ユニバーサルデザインという理念から考えると、それらがユニバーサルデザインの考え方によってつくられたということを使用者が認知しているか否かに関わらず誰にとっても利用しやすいものであるということが大切なことではあるが、用語や理念を学び、認知することによって、ユニバーサルデザインや共生社会の考え方を社会により浸透させていくことができると考えられ、今後も啓発を進めていく必要があると言える。

教育・啓発

問 25～問 29 では、教育・啓発に関することについて質問した。

問 25 では、影響を受けた情報媒体や学習の場について、問 26 では、講座・講演会への参加状況を、問 27 では、人権問題についての学習方法のニーズを、問 28 では携帯電話やスマートフォンなどの使用目的を、問 29 では課題別の人権問題への関心度を調べた。

「学校・教育機関」や「テレビ」、「新聞」は、年代によって異なる回答傾向とはなっているものの、市民の意識に影響を与えており、今後も人権について理解を深めるためには有効なものであると考えていることが分かる。また、「市の広報誌など公的な機関紙」の回答も多く、公的な情報発信についても市民に影響を与えていることが分かる。

講座・講習会の参加状況では、ここ 2～3 年の間に講演会や講座に参加したことがある人は約 30% となった。参加状況と意識との関係は後述の課題別の人権問題でも検討しているが、講演会などに多く参加している人ほど人権問題の解決に向けて前向きな回答や人権問題解消に向けての将来への展望をもつ傾向がある。

障害のある人の人権問題

「青票」問 9～問 11 では、障害のある人の人権問題について質問した。

問 9 では、障害の種別ごとの理解度を、問 10 では、日常のさまざまな場面における障害の種別ごとにおける意識を、問 11 では、障害のある人の雇用に関する意見を調査した。

具体的な障害名の理解度では、高次脳機能障害の一種の注意障害や、発達障害の一種のアスペルガー症候群について、「知らない」という回答が半数を超えている。

障害のある人、一人ひとりが尊重され、社会的障壁を感じることをない環境づくりをめざし、障害と障害のある人への理解を促進しなければならない。

障害のある人に対する意識では、生活のそれぞれの場面、障害の種別によって、不安感を持つ割合が異なる。近所づきあいなど共に地域で暮らすことでは、受け入れる意識が高いが、仕事の場面では、不安を感じる回答が増え、意見が分かれる。同じ障害であっても、接する場面によって異なる意識をもつということが分かる。また、障害の種別によっても、身体障害や内部障害のある人に対しては、受け入れる傾向があるが、精神障害のある人に対しては、不安を感じる傾向がある。

問 9 において、障害について良く知っている人は、精神障害のある人に対し、生活のそれぞれの場面で「全く気にならない」との回答が増えている。障害のある人が住み慣れた地域社会のなかで、共に生活していく社会の構築に、障害に対する知識や理解が影響を及ぼすと考えられる。

障害のある人の雇用（法定雇用）については、前回の調査結果と同様に大多数の人が、雇用を進めるべきであると回答している。その中には、施設の整備や勤務などの配慮が可能な範囲で雇用を進めるべきという回答も含まれる。また、前述のように障害のある人と一緒に働くことに関して意見が別れるように、理念と実際の場面での意識では差が生じている。

平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行されることになるが、この法律では不当な差別的取扱いや合理的配慮を行わないことを禁止しており、雇用のみならず社会生活の中で差別をなくす取組として理解を進めていく必要がある。

子どもの人権問題

「青票」問 12～問 14 では、子どもの人権問題について質問した。

問 12 では、しつけに際して叩いたり、怒鳴ったりすることに対する意見を、問 13 では子どもの人権についての問題意識、問 14 ではいじめの解決方法について調査した。

しつけと体罰の境界線について、「大声で怒鳴ること」は 70%以上の方がしつけの範囲であると考えているが、「頭などを叩くこと」については、許容する及び程度により許容する意見と、許容しないという意見がほぼ同数ずつとなり、意見が分かれる結果となった。

しかし、前回調査と比較してみると「大声で怒鳴ること」や「頭などを叩くこと」を許容しないという意見が増加している。この背景には近年、子どもに対する暴力や虐待についての報道が増えて社会問題化し、理解が深まってきたことが理由の一つとして考えられる。問 13 でも保護者の子どもに対する暴力や育児放棄などの児童虐待があることを子どもの人権問題とする回答が最も多い結果となっており、関心の高いことが分かる。

また、子どもの人権に対する問題意識では、児童虐待やいじめ、不審者によるつきまといなど、多くの選択肢で回答が 50%を超え、関心の高さがうかがえる。そのなかで、「子どものプライバシーを尊重しないということがあること」については 25%程度であり、子どもの人格を一人の人間として尊重することについては、他の問題に比べて意識が低いということが分かる。問 12 の事例をしつけとして許容する層は、子どものプライバシーの尊重という意識が全体よりも低く、子どもの権利について啓発していく必要がある。

いじめの解決方法については、家族や知人や学校の先生へ相談することを多くの人を選択している。次いで、警察や児童相談所などの公的機関に相談することを約 65%の人が選択する結果となった。近年、いじめが犯罪や自殺などに発展する重大な事件が発生しており、そのような可能性がある時には強制力のある機関に頼ることが有効だと認識していることが考えられる。

高齢者の人権問題

「青票」問 15～問 18 では、高齢者の人権問題について質問した。

問 15 ではさまざまな場合での虐待の認識を、問 16 では介護者(家族)の支援に対する意見を、問 17 では、一人暮らしの高齢者の支援について、問 18 では、高齢者が幸せな生活をおくれるような長寿社会の実現のために必要なことについての意見を調査した。

身体拘束や、懲罰的な仕打ちなどについては、それらが虐待であるという高い認識がある。しかし、一方で、本人の預貯金などを使わせないなどの経済的虐待についての理解はあまり進んでいないという結果となった。また、前回調査との比較ではいずれの項目においても「虐待にあたる」という回答が増えているという結果となった。

介護をする側(養護者)への支援について見てみると、養護者が孤立し、介護の重圧を抱え込まないように関係機関の連携や精神的な支援を必要と考えている。

高齢者が幸せな生活をおくるためには、生きがいや良好な人間関係の構築、世代間の交流などに比べ、公的年金などの所得の充実や医療や介護の制度・施設、家族への支援制度など、経済的なことや施設・制度の充実をより必要としているという結果となった。

感染症患者などの人権問題

「青票」問 19～22 では、感染症患者などの人権問題について質問した。

問 19 では、HIV 感染者・エイズ患者に関する人権問題全般についての認識を、問 20 では HIV 感染者・エイズ患者に対する日常の場面での受け入れについての意見を調査した。

問 21 では、ハンセン病に関する基本的知識について、問 22 では、ハンセン病元患者やその家族に対する日常の場面での受け入れについての意見を調査した。

問 19 と同様の個別的課題の子どもの人権問題や高齢者の人権問題の設問では「わからない」という回答が 3%前後であったのに比べ、この問では 20%を超える結果となった。背景として、HIV 感染者・エイズ患者の人権問題に関する関心の低さを表しているということが考えられる。

HIV 感染者・エイズ患者が結婚や交際の相手である場合においては、不安があると感じるという回答が他の場面よりも多くなっており、感染のリスクがその背景にあると考えられる。

ハンセン病については、前回調査と同様に、病名は多くの人知っているものの、原因や治療について、多くの人「分からない」と答えており、大半が認知していない状況と言える。また、日常のさまざまな場面において、ハンセン病元患者やその家族への意識について、全ての場合において「わからない」の回答が約 25%となった。感染症についての認識が充分でないことにより、不安感や間違った認識に繋がってしまう恐れがある。

同和問題

「桃票」問 9～13 では、同和問題について質問した。

問 9 では、同和問題についてどのような場面で認知したかということ、問 10 では、日常のさまざまな場面における同和地区の人に対する差別や人権侵害についての認識を、問 11 では、それらの場面ごとに差別や人権侵害が解決できるかという展望、問 12 では、同和地区に居住することについての意識、問 13 では、問題の解決に向けての方法について調査した。

これまでに同和問題について認知した場面は「学校の授業」に次いで「口伝え」が多いという結果になった。年代別に見てみると、若年層では学校教育の中で認知している一方、上の年代では口伝えによる認知が多い。いずれの世代でも口伝えによる認知は比較的多い結果となった。また、「口伝え」と回答した人は、「学校の授業」や、「職場の研修」などと比べ、結婚に際しての身元調査や聞き合わせについてすべきではないと回答をする人が少ない。同和問題について口伝えで伝えられていることは、身元調査や聞き合わせに繋がる要因のひとつとして考えられる。

問 10 の日常のさまざまな場面での同和地区の人に対する差別や人権侵害については、多くの人「結婚や交際の場面」で問題があると回答している。

同和地区への居住などの土地に関することでは、約 20%の人が住まいに関することで差別や人権侵害があると答えている。また、「家の購入やアパートを借りたりするときに、物件が同和地区かどうか」について、約 40%の人が同和地区を避けると答えている。このような避ける意識は、同和地区の問合せや土地差別調査という形であらわれていると考えられる。

また、人権啓発に関する講座・講演会への参加経験が多い人は、同和地区出身者に対する差別や人権侵害をなくすことができるという展望を持っており、それらの問題について「寝た子を起こすな」と考えそっとしておくのではなく、社会が積極的に取り上げていくことが差別や人権侵害の解消に向けて必要だと考える傾向がある。

これらの調査結果を踏まえると、学校の授業や人権研修、講座などの教育・啓発の果たす役割は大きいと言える。

外国籍の人の人権問題

「桃栗」問 14～18 では、外国籍の人の人権問題について質問した。

問 14 では日本に住む外国籍の人との共生について、どのような意見をもつのか、問 15 では、外国籍の人の日常生活の場面毎の受け入れについて、問 16 では、日常のさまざまな場面において、現在、在日韓国・朝鮮人に対する差別や人権侵害があると認識しているかを、問 17 では、その日常のさまざまな場面における差別や人権侵害が解決できるかという展望を、問 18 では、在日韓国・朝鮮人に対するヘイトスピーチ（憎悪にもとづく発言）についての考えを調査した。

社会のグローバル化が進み、それぞれの文化や文化的背景、慣習などを尊重していくという多文化共生の考え方は市民の間で定着しつつあると言える。しかし、その一方では、外国籍の人を受け入れることに対して、治安・風紀などについて懸念するという意見が比較的多い結果となっている。また、「日本に住む外国籍の人は、日本で生活していく以上は日本文化や慣習に合わせるべきである」という回答が約 30%あり、そのような回答をした人は外国籍の人の受け入れについても否定的な考えをもつ傾向がある。

歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人をめぐる問題では、差別や人権侵害が、日常のさまざまな場面において存在していると認識されている。特に、「結婚や交際」や「インターネット上」での差別や人権侵害があるという認識をもつ人が比較的多い結果となった。また、それらについては、在日韓国・朝鮮人に対する差別や人権侵害をなくすことができるという展望についての質問でも、なくすことが難しいという意見が多くなっている。

近年、ヘイトスピーチにより、在日韓国・朝鮮人に対する公然的言動・行為が行われる事件が発生しており、大きな問題となっているが、問 18 においてはこの問題についての考えを質問したところ、どのように考えるべきかわからないという回答が半数を超える結果となった。

情報化社会に関する人権問題

「桃票」問 19～21 では、情報化社会に関する人権問題について質問した。

問 19 では、メディアの信頼度を、問 20 では、インターネットによる人権侵害をなくすための方策についてを、問 21 では、インターネットの利用状況を調査した。

市民のさまざまなメディアへの信頼度は、「テレビ」や「新聞」という回答に次いで「市の広報誌など公的な機関紙」を選択する人が 30%を超える結果となった。テレビや新聞は身近なものであり、市民への影響は大きいものであると考えられるが、公的なメディアに信頼をおけると考える人も多く、公的な機関による情報発信は重要であると考えられる。

インターネットによる人権侵害の解決については、監視や取締りを強化するという方策を選択する人が比較的多かった。背景には、「同和地区出身者」や「在日韓国・朝鮮人」に対して誹謗中傷するような書込みを将来無くすことが難しいと考える人が比較的多かったということや、踏まえると、啓発や削除要請をしていくといったことよりも、ある程度強制力をもった機関に対策を求めているということが考えられる。

放射線被ばくに関する人権問題

「桃票」問 22 では、放射線被ばくに関する人権問題に関する認識について質問した。

「社会が無関心になっていること」や「悪い噂など間違った情報が他人に伝えられる」ことを問題として認識しているという回答が多い一方、それらに次いで「わからない」という回答が多い結果となった。

放射線被ばくに関する人権問題は新たな人権課題であり、今後も、意識の変化など引き続き調査していく必要がある。